

# 福島県立学校における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要項

令和5年1月10日4教高第1361号

令和5年1月10日4教特第918号

福島県教育員会教育長通知

最終改正 令和6年3月29日

## 第1 目的

この実施要項は、教育公務員特例法第22条の5及び同法第22条の6の規定に基づき、福島県立学校における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 趣旨

福島県立学校における研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、教育公務員特例法第22条の3及び4に基づき、福島県教育委員会が作成した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】」（改定版）（以下「指標」という。）及び「福島県公立学校教職員現職教育計画」を踏まえて行うものとする。

また、これは、研修履歴を基に行われる教員と学校管理職等との積極的な対話により、一人一人の教員に応じた研修の受講を奨励しようとするものであり、教員の資質向上のために行われるものである。

## 第3 対象となる教員の範囲

教育公務員特例法第22条の5の規定による研修履歴の記録（以下「研修履歴の記録」という。）及び同法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励（以下「対話に基づく受講奨励」という。）の対象となる教員の範囲は以下のとおりとする。

- 1 県立学校に所属する「校長及び教員」とする。
- 2 「校長及び教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師とする。

※ 教諭、養護教諭は、再任用（常時勤務、短時間勤務）を含む。

※ 養護助教諭、講師のうち、常勤の教員（臨時的任用教員、任期付教員）は、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではないが、教育公務員特例法第21条第2項の規定に基づき、絶えず研究と修養に努めなければならないことから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うこととする。

## 第4 研修履歴の記録の目的

研修履歴の記録は、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資するために、教員が自らの学びを振り返る際や学校管理職等が教員に対して研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行う際に活用されるものである。

## 第5 研修履歴の記録の範囲

### 1 必須記録研修等

- (1) 教育センター、特別支援教育センターが主催する研修、教育事務所や県教育委員会が実施する研修、その他任命権者が実施する記録を必須とする研修
- (2) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- (3) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

### 2 その他任命権者が必要と認めるものに含まれ得る研修等

- (1) 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- (2) 教員が自主的に参加する研修等

教職員支援機構、大学・教職大学院、教科研究会、特別支援教育研究会、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習等

## 第6 研修履歴の記録の内容

教員個人が、全国教員研修プラットフォーム「Plant」（以下、「Plant」という。）に、指標との関係、キャリアステージ、受講年度、勤務校、研修名、振り返り、成果等について記録する。

研修履歴の記録は、「Plant」により、教員個人及び学校管理職が相互に閲覧するとともに、必要に応じて服務監督権者である県教育委員会が閲覧するなどの活用を図る。

## 第7 学校管理職以外の教員への対話に基づく受講奨励

- 1 学校管理職以外の教員への対話に基づく受講奨励は、校長が行う。
- 2 対話に基づく受講奨励は、研修履歴を活用した面談形式で行う。
- 3 2による面談の方法、時期については、校長が定める。

※ 校長は、適切な権限の委任の下で副校長・教頭等の他の学校管理職とも役割分担しつつ、研修履歴を活用して、対話に基づき教師の資質向上に関する指導助言等を行うことも可能である。

## 第8 校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

- 1 校長以外の副校長や教頭については、第4～第7に準じて校長が行う。
- 2 校長については、人事主幹課長等、県教育庁職員が行う。

## 第9 学校内で行う研修履歴の記録

第1～第8までに定める研修履歴の記録と対話に基づく受講奨励とは別に、学校管理職は、校内研修を中心に組織的かつ日常的な教員の学びの記録を蓄積し、年間を通じた校内研修の総括の場や学校全体としての組織的な学びの方針・内容等に反映していくように努める。

## 第10 研修受講に課題のある教員への対応

学校管理職は、研修受講に課題のある教員に対して、対話に基づく受講奨励の面談等を通じて指導を行う。

## 第11 その他

この実施要項に定めるもののほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。